

議事録（概要）

会議名	令和6年度 第1回芦屋町環境美化推進委員会					
会場	芦屋町役場3階 第32会議室					
日時	令和7年1月27日（月） 14:30～15:35					
委員の出欠	会長	福原 光次	出	委員	重岡 義成	欠
	副会長	山田 寛	出	委員	荻堂 幸男	出
	副会長	森 真奈美	出	委員	六田 てるよ	出
	委員	田中 勉	欠	委員	藤谷 裕一	出
	委員	豊岡 正幸	出			
件名・議題	<p>1. 事務局挨拶 事務局から挨拶を行った。</p> <p>2. 議事 (1) ごみ集積所について ①ごみ集積所マップの配布について 事務局から説明を行った。主な内容は以下のとおり。 令和7年4月区長会にて、新しいごみ集積所マップを各区長あてに配布。また、収集業者にも同様のマップを配布し、ごみ集積所の場所が迅速に把握できるようにする。 ・意見等については、以下のとおり。 (事務局) あらかじめ資料の確認が不十分であったため、マップの修正がある。13～18番については、民間の管理会社による賃貸住宅となるため、記号を修正する。 (委員) 以前は会社の社宅となっていた団地であり、住民で管理することとなっているが、徹底されておらず、区長の負担が大きい。 (事務局) 後ほど詳しく説明するが、集積所に残されたごみを放置するわけではないが、数日間から1週間程度は違反ごみを残し、出した者に片づけてもらうようにしたいと考えている。</p> <p>②集積所の新設・移動・撤去について 事務局から説明を行った。主な内容は以下のとおり。 新設・移動・撤去に関する運用について説明した。 地域において、事前周知していただくなどの協力をお願いした。</p>					

・意見等については、以下のとおり。

(委員) 町有地や道路の場合では、考え方が異なるため、説明を追加してもらいたい。

(事務局) 承知した。

(委員) 町営住宅について、地元区長から相談があっていると思うが、対策については。

(事務局) 別途、地元区長と話す機会があった際に、残されたごみ対策について質問があったため、同様に説明をしている。改めて、区長にはお伝えする。

③集積所に係る費用について

事務局から説明を行った。主な内容は以下のとおり。

現状としては、自治区において費用負担、設置に関する協議を行っている状況。

ネットについては、区長会にて購入している分が役場に保管されているため、環境住宅課窓口まで交付している。

金網のボックス型集積所等については、製品についての相談は役場で受付しているが、設置にあたる協議については、地域にて行ってもらっている。

購入費用についても、自治区においてご負担をお願いしている。

・意見等については、以下のとおり。

(委員) 町営住宅については、費用負担はどうなるのか。

(事務局) 町営住宅や一部の民間の賃貸住宅等においては、コンクリート等で囲まれた区画があり、ネットや金網のボックスが設置されている。別途、自治区において対策したいなどの相談があれば、随時、話を伺う。

(委員) 町営住宅は金網のボックスが設置されていないが、町の費用として設置する予定がないのか。

(事務局) 町として、町営住宅の現在の集積所以上のものを整備する予定はない。地元区長から話があった場合は、説明したいと考えている。

また、別途説明するが、他の地域で設置している金網のボックス型の集積所は、30万円を超えると聞いた。これを自治区だけで負担することは厳しいと考えるため、区長会において、町より交付している自治区活性化補助金の活用をお願いしたい。そして、添付している資料については、

	<p>およそ 10 分の 1 程度の金額で購入できるものを紹介している。</p> <p>(委員) 添付資料のものは、少し小さいかもしれない。2 つ一緒に置いたりしなければならぬかもしれない。</p> <p>(委員) 入りきれないと外に置いてしまい、そのごみが荒らされてしまっているように思う。</p> <p>(委員) ネットについては、役場にとりにいけばいいのか。</p> <p>(事務局) 設置については、地域の状況も踏まえてどのような集積所とするか検討いただきたい。地域によって、2 つ並べて置いたり、ごみ袋があふれるような場合は、横にネットを置いたりして対応していただいている。また、ごみを出す場所も最寄りの集積所に出すよう啓発をしていく。</p> <p>なお、区長会にて購入したネットについては、環境住宅課にて交付している。</p> <p>(委員) ごみ出しについては、最寄りの集積所に出すようチラシに記載してもらいたい。過去にトラブルに繋がったことがある。</p> <p>(事務局) チラシについても記載するようにする。</p> <p>なお、役場窓口において、転入や転居の際には、最寄りのごみ集積所に出すよう説明している。</p> <p>厳密には、現時点で自治区外のごみ集積所に捨ててはならないという規定はないため、咎めることはできない。</p> <p>(委員) そうであれば、最寄りでない所属していない自治区の集積所に出している人に管理費を徴収してもいいということになるか。</p> <p>(事務局) 集積所の利用とごみ集積所の費用の徴収は別の問題である。</p> <p>(委員) 管理費は徴収して良いはず。お金を出していないということは、ごみを出してはいけないことにならないか。</p> <p>(事務局) ごみ集積所である以上、お金を払っていないから、集積所を使ってはならないとはできないはずである。もし、そうするのであれば、自治区できちんと規約を作り、自治区に加入している人が了承のうえ、集積所の管理費としていくらか徴収していて、違反した場合は、罰金などの罰則規定があれば、それを根拠に支払いを求めることはできるかもしれないが、払っていない人に対しての徴収は自治区で</p>
--	---

	<p>行うことになる。</p> <p>また、自治区に加入してないことでごみ集積所を使用してはならないとして、裁判が行われた判例があったと思うが、現状、自治区に加入していないことだけで、集積所の使用を禁止することはできないと認識している。</p> <p>(委員) 管理費を取っている場合については、管理費を取っていいとなっているはずでは？</p> <p>(事務局) 先ほどの説明のとおり、集積所の管理費を徴収する規定が定められていれば、それを根拠に費用の徴収はできるかもしれないが、今の時点で、芦屋町の自治区で規定を定めている区があることは承知していない。この状況で、自治区未加入者に対し、費用を徴収することは、危険であると考えます。</p> <p>(委員) 自治区において、区費として徴収している。わざわざ、ごみ集積所の管理費として明記しなければならないのか。</p> <p>(事務局) 自治区未加入者に対し、費用の支払いを求める場合は、きちんとした根拠が必要となる。</p> <p>(委員) では、自治区の区費を支払っていないことを根拠に集積所を使わないでとは言えないのか。</p> <p>(事務局) ある自治区でも、区を抜けていく人が多いなか、集積所の掃除当番や清掃消耗品の費用だけでも負担してもらえないか議論があっていたが、未加入者個々に承諾を取り、費用の支払いを求めていくことは厳しいとの結論になったと聞いている。</p> <p>(委員) 費用を取り立てなくていいから、使わないでと言いたい。</p> <p>(事務局) おっしゃることはわかるが、それはできない。自治区に加入していない人に対して、未加入であることを根拠にごみ集積所の使用を禁止することはできない。</p> <p>(委員) 私の所属する自治区では、大きな道路に面する集積所に通勤途中に捨てていかれる集積所がある。捨てていけないとは言えないから、こちらについては、周辺の自治区の組で話し合い、あえて集積所の看板を設置せず、区に入っている人や集積所を使用している人がわかるようにして対策した。地域の住民の力で、自治区の力で良くしていかないと考えているが、やはり、集積所の目の前に住んでいる人やいつも掃除をしている人には負担がかかっている。このため、区から</p>
--	---

毎年お礼を渡している。

一方で、区の会議の中で、自分たちが支払っている区費の中から、区に入っていない人も使っている集積所に関して費用をださないといけないのはおかしいという意見もあった。そこで、区の総会の中で、集積所を利用している人を調べ、管理費を徴収する方法もあると話をしていたところであった。実行まではいかなかった。

自治区活性化交付金についても、ごみ集積所のためだけのものではないことから、ごみ集積所に特化した交付金があるといいのではないかと思った。世帯あたりで計算して割り出してもいいのではないかと考える。

(事務局) 各自治区における対策事案の紹介については、事務局より情報提供していく。昨年度の議会の一般質問の中でも、交付金に関するものがあつたが、自治区活性化交付金を活用していただくようお答えしている。ご意見をいただいたことを受け止め、再度検討したいと考えている。

(委員) 町外の人に来て、芦屋町の集積所に捨てていくこともあつた。その場所については、近隣の方の協力により、集積所の施錠するようにしている。

(委員) 残された違反ごみの処分についてだけでなく、看板による周知など予防策を講じていく必要があると感じた。自治区でも今一度、ごみ集積所の在り方について、話していきたいと思う。

(委員) 集積所の対策について、ネットや常設されていない場所などは、荒らされたりしないのか。

(委員) 隠すようにしてわかりにくくしている。ごみが出されたら、ネットをかけるようにしている。

(事務局) 他の地域の例としても、地域で当番を決めておき、ごみ出しの日当日の朝にネットをだして、収集が終わったら片付けるようにしている例もある。このように、地域で工夫している対策についても、事務局として共有していきたいと考えている。

(委員) 今回の紹介資料にあるような金網のボックス型集積所を設置している場所はあるのか。

(事務局) 役場前の通りや山鹿側の地域にも設置していただいている。自治区にて購入いただいているため、全く同じものである。

るかは確認していないが同等のコンパクトの物になっている。
道路や歩道など設置する場所に応じて、ご対応いただいている。

(委員) ごみ集積所を利用している人の名簿をつくり、みんなで綺麗にしているということがわかれば、少しは捨てる人にも伝わらないか。

(委員) 若い方などあまり自治区活動に参加していない人がいるので、なかなか掃除当番もしてもらえないことが多い。

また、民間のアパートを建てるときは、必ずごみ集積所を敷地内に整備してほしい。

(事務局) 事務局としても、民間のアパートの建築の際に確認があれば、集積所の整備について、お願いをしていく。

④集積所に残されたごみについて

事務局から説明を行った。主な内容は以下のとおり。

原則、出した人が持ち帰り、正しい方法で分別して出さなければならないことから、まずは数日様子を見たのち、1週間を過ぎてもごみが回収されない場合は、該当の集積所について、環境・公園係へ連絡をいただきたい。環境・公園係においても、美化巡視や町内巡回の際に、事前に確認できているものについては、経過観察後、随時回収していく。

また、民間のアパートなどについては、民間の管理会社に連絡し、対処してもらうこととなる。

なお、併せてお配りする新しいごみ集積所マップをもとにご連絡いただければ、速やかに該当の集積所を把握できるため、例に記載のとおりご連絡いただきたい。

・意見等については、以下のとおり。

(委員) 残されたごみを開封して中身を確認したい場合は、どのようにしたらいいか。

(事務局) 過去に残されたごみについて、明らかな個人情報が入っていたため、警察に通報し、警察において対応してもらった案件があるが、個人情報の有無などをごみ袋を開封して探し出したりは現状していない。

(委員) 自治区長の方で開けても構わないのか。だいたいルール違反する人は、警察立ち合いのもと指導されないと、改めないと思う。

(事務局) 自治区長において、個人情報探すべく袋を開けることは推奨しないが、個人情報の記載のあるもので、違反ごみとして残されている場合は、警察に通報のうえ、警察の立ち合い・指示のもと、開封するなどの対応をお願いしたい。

(委員) 私の自治区は、民間の管理会社の入っている賃貸住宅となるが、監視カメラで、違反ごみを捨てている者を確認することは問題ないのか。

(事務局) 民間管理の賃貸住宅においては、管理会社の権限において対応をお願いしたい。

⑤ごみ集積所の利用に関するチラシの配布について

よくある問い合わせなどをまとめたチラシを作成した。区長会において、回覧をお願いしたい。

・意見等については、以下のとおり。

(委員) タイトルが難しい言い方に感じる。地域の住民に呼びかけるような内容に変更できないか。

(事務局) 修正し、4月の区長会において配布する。

(委員) 設置に係る費用についても、区にて検討しているため、そのように修正を。

(委員) 話は変わるが、区に入っていない人がだめだという考え方は危険であるとする。今までは区に入っていたが、様々な事情で加入できない人もいる。そのような人たちにも、区に入っていないから、ごみ集積所を使ってはいけないとは言えないと感じた。

(委員) 掃除当番は、組長や班長そして自治区加入者の大きな負担にも繋がる。また、当番だからではなく、自分の家の前だからといつも掃除している人もいる。少しずつ輪を広げていき、自治区の加入に関わらず、みんなで掃除していくしくみができると、少しずつでも良くなると思う。

(委員) 先ほどにも述べたが、自治区活性化交付金ではなく、ごみ集積所に特化した交付金を用意されるといいと思う。集積所の箇所数に数百円程度を乗じて積算してもいいのでは。

(事務局) 自治区の境目にあるような集積所については、自治区同士での話し合いの結果、管理の取り決めをしている地域もある。そういった事情も鑑みて対応をお願いしていきたい。

(委員) 民地の集積所に対して、賃借料を支払っている近隣自治

	<p>体はあるのか。</p> <p>(事務局) 現状、遠賀中間地域でそういった案件があることは把握していない。</p> <p>(委員) ごみ集積所に限らず、河川敷周辺において、ごみのポイ捨てや不法投棄が多いと聞いている。ボランティア団体が毎週拾っている。そういった部分でも、周知啓発を進めていく必要があると感じている。</p> <p>(委員) 海のほうでもサーファーが毎月ごみ拾いをしていると聞いた。そういったボランティアでごみを拾っている人たちとも情報共有していくと良いと思う。</p> <p>(委員) ごみの問題はみんなの問題であるとの認識が必要。</p> <p>(事務局) 今後も情報収集や周知啓発に努めていく。</p>
--	---